

大隅地域保健医療協議会を開催

夜間・休日救急医療制度は、私たちの生活にならなくてはならない制度です。
この制度を守るためにも、市民の皆さんのご理解とご協力を
お願いします。



夜間・休日救急医療制度の存続に向けて開催された大隅地域保健医療協議会



協議会では、崩壊の危機にある夜間・休日救急医療制度について活発な意見が出されました

夜間・休日救急医療制度とは

鹿屋市の夜間・休日救急医療制度とは、鹿屋市医師会と鹿屋医療センターが連携を図りながら、時間外の救急患者に迅速に対応するため、軽症患者は地域医療機関が担当し、重症患者は医療センターが担当する制度です。

しかし、市内外からの救急患者以外の受診者の増加により、現在、この制度が崩壊の危機にあります。

8月8日、崩壊の危機にある夜間・休日救急医療制度について考える「第1回大隅地域保健医療協議会」が市役所で開催されました。大隅地域の2市(鹿屋市・垂水市)5町(大崎町・東串良町・南大隅町・錦江町・肝付町)の首長、4医師会、各医療機関、住民代表などで構成される同協議会(委員38人)は、市内外からの救急患者以外の受診者の増加によって、医師への負担が限界を超え、この制度の存続が崩壊の危機に直面していることから、早急に対応の問題を解決するため発足しました。

協議会では、出席者から「助産師OBや看護師などが子育ての相談相手となる場所を設置してみてはどうか」「昼間に受診できるような企業などの協力が必要である」「夜間・救急医療制度の実情について徹底した広報活動を行う必要がある」など、活発な意見が出されました。

今後は、夜間・休日救急医療制度の存続に向けて、同協議会及び同協議会内に設置された幹事会において、協議を行っていきます。

【問い合わせ】

市健康増進課

0994412110